

公益財団法人米沢上杉文化振興財団ナセB A運営協議会運営要綱

(設置)

第1条 市立米沢図書館及びよねざわ市民ギャラリー（以下「ナセB A」という。）が実施する文化事業等の適正な運営を図るため、ナセB A運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について理事長の要請に応じ意見を述べるものとする。

- (1) ナセB Aが実施する事業に関すること。
- (2) ナセB Aの施設の利用に関すること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から理事長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他理事長が適當と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員の辞職等により新たに委員を補充したときは、その委員の残任期間とする。

(会長および副会長の任期等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出し、任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、会議を運営する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、理事長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の開催は、毎年2回とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者から意見等を求めることができる。

(会議録)

第8条 協議会は、すべての会議に会議録を作成し、公開するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を財団事務局内に置くとともに、その庶務を処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。